

○魚沼市委託業務成績評定実施試行要領の運用

(評定の方法)

- 第1条 評定者は、委託業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定は、検査の結果手直し等があった場合でも、手直し前の状態を評定するものとする。
- 3 委託成績の採点は、委託業務成績採点表(様式第1号)により行うものとする。
- 4 細目別評定点の算出は、細目別採点表(様式第2号)によるものとする。
- 5 評定者は、考査項目別運用表(監督員「別紙1」、総括監督員「別紙2」、検査員「別紙3」)により評定するものとする。

(事故等による減点)

第2条 業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評点に対して、次の基準を参考として15点まで減点することができる。

○受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	安全管理 不適切等	口頭注意	文書注意	指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	指名停止 3ヶ月以上
措置点数	3点	5点	8点	10点	13点	15点	20点

(契約不適合及び損害賠償による減点)

第3条 成果品に、受注者の責任に起因する重大な^{ごびゅう}誤謬・欠陥が存在し、委託契約条項の契約不適合責任等に記された手続に従い、契約不適合又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評点に対して、次の基準を参考として20点まで減点することができる。

○契約不適合又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	契約不適合又は 損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 契約不適合又は 損害賠償の実施
措置点数	10点	20点